

ミシシippアカミミガメ (*Trachemys scripta elegans*) の 輸入・流通、飼育実態及び海外における法規制について

1. 輸入・流通

ミシシippアカミミガメ（以下アカミミガメ）は最も大量に輸入されている爬虫類である。その輸入量に関する明確な統計はなく、文献によって輸入に関する情報は様々である。

アメリカのルイジアナ州、ミシシipp州には繁殖施設があり、そこから世界各国（60カ国程度）に輸出されており、日本への輸出量は中国、香港などに次いで多いとされる。

主な文献（例：Humane Society(2001), USDA (2001), Franke and Telecky (2001), 新井(2003), Schlaepferら(2005)）を取りまとめた結果、1990年代には、年間で約100万匹程度のアカミミガメがアメリカより日本に輸出されている。

表1 カメ類の日本への輸入頭数
(2002年貿易統計より)

国	輸入頭数
アメリカ	641,199
中国	56,219
インドネシア	8,172
ウズベキスタン	7,512
レバノン	4,220
タイ	3,133
アフガニスタン	3,100
タジキスタン	3,000
台湾	1,997
スロベニア	1,670
タンザニア	1,578
エルサルバドル	1,251

表1には2002年のカメ類の貿易統計を輸入元国別に示した。Franke and Telecky (2001)によると1997年のアメリカにおける爬虫類の生体輸出の93%、USDA(2001)によると1993年～1998年における平均約85%がアカミミガメであった。よって1990年代と比較すれば、アカミミガメの輸入量は減少したが、2002年の貿易統計からは、年間で約60万匹～70万匹程度のアカミミガメが輸入されていると推測できる。

最近では中国で食用目的に年間に数万匹以上が生産されており、一部が我が国にペットとして輸出されているようである。

アカミミガメの流通は、国内では1960年代頃に始まった。大手菓子メーカーの景品として人気となり、ブームが到来した。当初は、コロンビアクジャクガメがミドリガメとしても販売されていたが、現在では安価で大量に養殖されているアカミミガメが流通名ミドリガメのほぼ100%を占めている。

流通経路は様々であるが、業者によって輸入されたアカミミガメは、殆どが小売店、大型量販店などで販売される。

なお、ゼニガメとして販売されているものの多くは、中国産などのクサガメ (*Chinemys reevesii*) である。輸入統計からは、年間に数万頭が輸入されていると推測できる。

またクサガメのみならず、アカミミガメの代用としてキバラガメ (*T.s.scripta*) や北米産のチズガメ属 (*Graptemys spp.*) なども利用される可能性があることに留意し、多面的な対応の検討が必要となる。

2. アカミミガメの飼育実態について

約1000名(1,099名)を対象としたアンケート(事務局実施)では、約2.6%(29世帯)がアカミミガメを飼育中と回答した。一方で、以前にアカミミガメを飼育していたことがあると回答した者は20%に上る。アンケート結果から、子供のいる世帯では高い割合で、アカミミガメを飼育中(または飼育した経験がある)と推測できる。

現在までアカミミガメを10年以上継続して飼育している世帯は3.5%(1世帯)しかなく、過去の飼育期間は、多くの場合(76%)、3年以内である。アカミミガメを継続して飼育できな

かった理由としては、71%の飼育者がアカミミガメを死亡させ、遺棄した(7.7%)、逃げてしまった(12.2%)をあわせると20%が野外に逸出している。

アカミミガメに関しては、非常に大量の個体が出回り、その多くが数年以内に死亡してしまうが、一方で高い割合での遺棄と逸出もあると推測できる。

3. 海外におけるアカミミガメ(カメ類)の規制状況

国 (法律名)	特徴
韓国 野生生物保護法第25条(生態系危害(有害)外来動植物等の輸入などに関する法律)	アカミミガメ、ウシガエル等の「生態系危害(有害)外来動植物」の輸入や国内流通は、大統領令に定めた事項に従い環境省長官の承認を得ることが必要。違反時は1年以下の懲役又は2千万ウォン(約200万円)以下の罰金とされている。 野外に放つことも禁止されており、寺院での放生などが問題であったが、規制によりアカミミガメの利用は減少したとされる。
オーストラリア Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 その他の州法	爬虫類の生体の自由な輸入を禁止している。商業目的を除き数種のカメ類のみの輸入が許可されている。既に定着しているアカミミガメは、有害動物(ペスト)として州法などで規制されており愛玩飼養などが禁止されている。
ニュージーランド Biosecurity Act 1993	アカミミガメを含む侵略的な爬虫類を Biosecurity 法によって定められた農林省、自然保護局、地方行政事務所などが有害動物(ペスト)として取り扱うことが可能。既にアカミミガメの自由輸入は禁止されている。
ヨーロッパ Council Regulation 338/97/EC on Protection of the Species of Wild Flora and Fauna by Regulating Trade Therein	アカミミガメ(ウシガエルも含まれている)の輸入禁止を発令(1997年)。EUの16カ国が対象。主に、ヨーロッパヌマガメ(<i>Emys orbicularis</i> spp.)の保護を目的として施行された。
アメリカ 21 CFR Ch.1 (4-1-91 edition) [通称: 4 inch regulation]	米国食品医薬局(FDA)による連邦法。4インチ(約10cm)以下のアカミミガメを含むカメ目の販売は禁止されている。人気ペットであったアカミミガメによるサルモネラ感染症が増加したため1976年に施行された。

その他

サルモネラ症の対策としてアカミミガメを含むカメ類の輸入を禁止している国々には南アフリカなどが含まれている。同様に、アメリカ国内の州政府には、同様にサルモネラ対策、在来種保護の観点からカメ類の飼育に対して厳しい規制がある州も多い。カナダ国内の州政府では動物愛護法の改正によりアカミミガメ、フロリダスッポンの生体による食用利用に規制を加えている。

一方で、爬虫類を含む野生動物の飼育に規制が厳しいシンガポールでは、アカミミガメのみの愛玩飼養が認められている。